

Ⅱ 「災害時障害者支援の手引き」の整理方針

- 1 要配慮者支援対策を整理している各種計画等との整合を図りつつ、原則として、各種計画に示されている内容と重複するものを省き、障害者の特性に応じた支援者の取るべき対応、配慮を中心に整理する。

【各種計画】

○愛媛県地域防災計画

- ・風水害等対策編
- ・地震災害対策編
- ・津波災害対策編
- ・原子力災害対策編

○防災基本計画（国）

（地震、津波、風水害、火山、雪害、海上、航空、鉄道、道路、原子力、危険物、大規模災害、林野火災等）

○市町地域防災計画


- 2 大規模災害発生時の障害者支援について、市町や支援者が具体的な支援方法や支援体制を検討・整理するにあたり、可能な限り個別対応に反映しやすいものとするため、障害当事者の意見を十分に踏まえ、障害の種別ごとのニーズを整理する。
- 3 障害者に必要な支援（人役、物資、周囲の配慮など）について場面ごとに整理し、実効性のあるものとする。

【想定される場面】

- 平時（日頃の備え）
- 発災時（初動対応）
- 避難場所（地震津波災害時等の一時的な緊急避難場所）
- 一般避難所（心身に病気や障害のない者と同一の避難所）
- 福祉避難所（要配慮者を対象とした避難所）

- 4 支援者が、要配慮者（障害者）の避難等支援の方法等の検討、または、担当する当事者やその家族、近隣住民等と事前の申し合わせを行う際に参考として活用できるものとする。

Ⅲ 大規模災害における課題

	項 目	課 題
1	災害は、いつ どこで起こるかわからない 	多様な状況下での速報や警報等の緊急情報の取得 外出先での支援の求め方 要配慮者（障害者）や支援者が不在の場合の対応
2	避難は一刻を争う	追加応援の要請方法 避難場所までの経路及び所要時間
3	支援者や福祉スタッフも被災者である	支援者が活動困難な場合の対応 状況に応じた福祉スタッフ（増員等）の確保
4	支援者の2次的被害に配慮する必要がある	複数支援者の重複対応による危険性 要配慮者（障害者）の情報不足による危険性
5	緊急時の民間通信回線は不通の可能性はある	事前の取り決め事項の重要性（当事者・支援者等）
6	障害者の特徴により重要なニーズが異なる ・ 情報取得・発信 ・ 情報の理解 ・ 危険回避 ・ 移動（避難誘導） ・ 避難生活への配慮 ・ 特別な必要物資 ・ 継続医療 ・ 環境適応 など	的確な情報伝達方法 場面ごとの意思疎通の方法 バッテリー機器使用など電源の確保が必要な者への対応 投薬や医療行為が必要な者への対応 環境の変化に敏感な者への対応 必需物資の調達方法 避難所での要配慮者（障害者）のニーズへの対応 要配慮者（障害者）のニーズに対応できる人材（スタッフ）の確保

IV 障害者防災対策

1 障害者の範囲（種目）

本書の中では、障害者の区分を次のとおり整理する。

大項目	種別	特徴・ニーズ の整理	対応の整理	程度（状態） による整理 〔特別の対応が必要な者〕
身体障害	視覚	視覚	視覚	○重症心身 ○医療管理が 必要な者
	聴覚	聴覚	聴覚	
	盲ろう	盲ろう	視覚・聴覚	
	音声 ・言語	言語	言語	
	そしゃく	そしゃく	そしゃく	
	下肢	歩行困難	歩行困難	
	体幹			
	平衡機能			
	上肢	身体(上肢)	活動制限	
内部	内部機能			
難病患者	難病	難病		
知的障害	知的	知的	知的	
精神障害	精神	精神	精神	
発達障害	発達	発達		

2 要配慮者（障害者等）とは

本手引の中での支援（配慮）の対象となる「要配慮者（障害者等）」を次のとおり整理し、「要配慮者」「避難行動要支援者」又は「当事者」と表記する。

区 分	本手引きでの対象
<p>【要配慮者】 ※県地域防災計画</p> <p>高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児その他の<u>特に配慮を要する者</u></p>	<p>《 避難所等での生活支援 》</p> <p>避難所、施設、在宅において障害に基づく特有の配慮が必要な障害者（身体、知的、精神、発達、難病）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的支援 ・ 物資調達支援 ・ 生活への配慮 (情報提供や設備)
<p>【避難行動要支援者】 ※県地域防災計画</p> <p><u>要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの</u> (市町独自の基準により設定)</p>	<p>《 避難行動支援 》</p> <p>避難行動において、障害に基づく特有の配慮が必要な障害者（身体、知的、精神、発達、難病）</p>

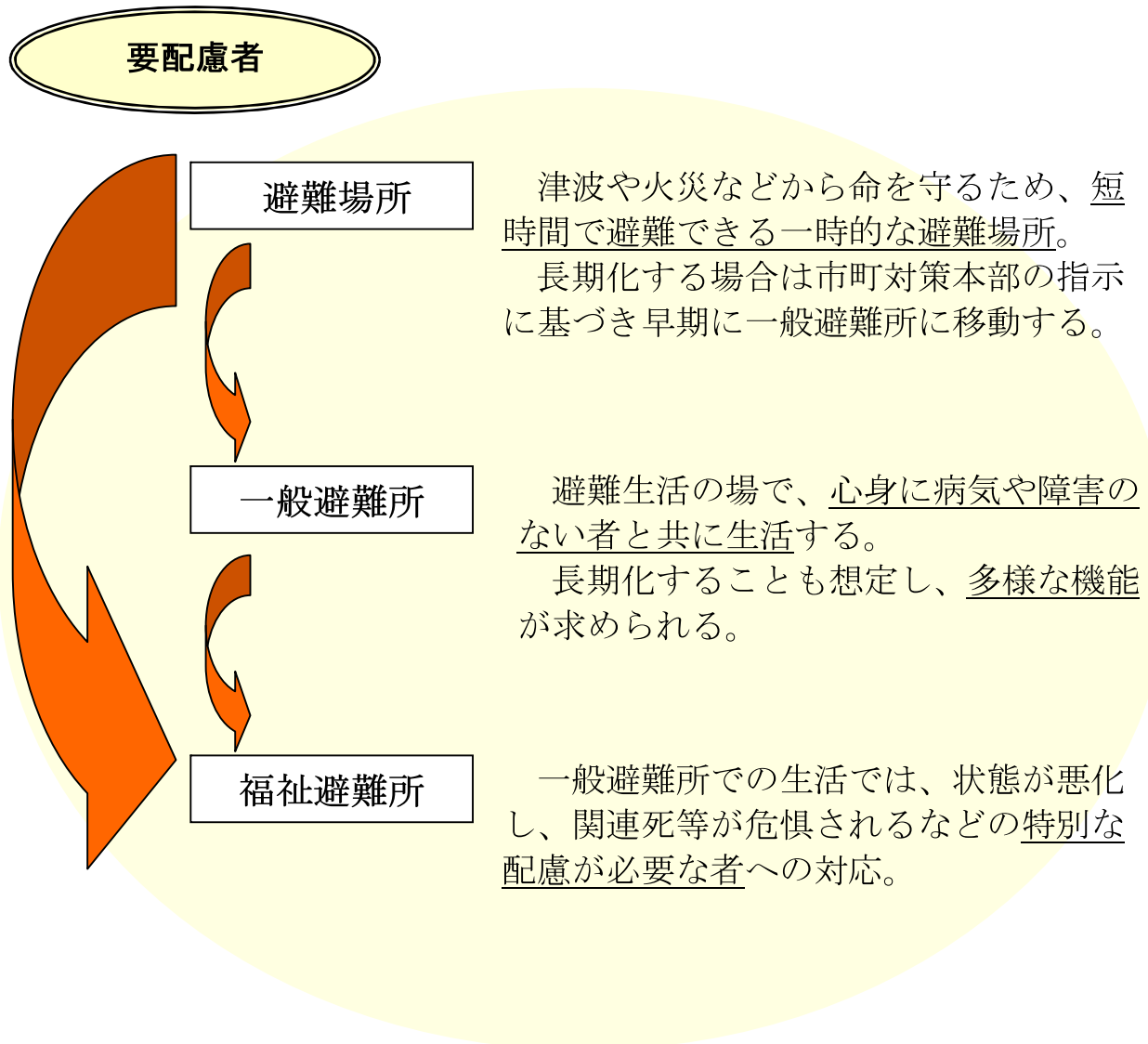
※ その他、障害者手帳の交付を受けていないが、障害者に準じた避難・生活支援が必要な者（高齢者、病人等）への配慮においても参考とされたい。

3 支援者とは

市町において作成する「個別計画」で定められている避難支援を担当する者をはじめ、コーディネーターとなる民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、消防団、障害福祉サービス事業者、当事者団体など、「要配慮者」の避難支援や避難所の運営、生活支援にあたる多様な協力者で、本手引きの中では基本的に「支援者」と表記する。

4 避難支援等の流れ

避難の流れ及び避難場所を次のとおり整理する。



5 場面ごとの障害者支援（イメージ）

(1) 平時			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 30%;"> <p>当事者・家族(自助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難（移動・生活）に伴う必要物資等の準備 ○緊急通報受信体制の確保 ○支援を受けるために必要な情報提供 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 30%;"> <p>支援者(共助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難支援方法や配慮事項の確認 ○当事者とのコミュニケーション確保 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 30%;"> <p>市町(公助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別計画の策定 ○的確な情報提供体制構築 ○避難路、避難所の整備 ○防災意識の啓蒙 </div> </div>			
項目	当事者（自助）	支援者（共助）	市町（公助）
支援者設定	避難行動要支援者名簿の情報の提供、個別計画の作成に協力 事前の申し合わせ（支援者と）	避難支援者の設定（個別計画） 支援方法の確認（事前申し合わせ）	<u>避難行動要支援者名簿の作成</u> <u>個別計画策定</u> （市町の定める避難行動要支援者の基準に該当する者が策定対象）
緊急通報	取得可能な方法提示（市町へ） 受信確認（通信テスト(受信)）	情報共有（当事者の状況）（市町の対応）	通報発信体制構築（ニーズに対応した機器の整備） 通信テスト（発信）
避難準備（資機材）	避難行動（移動）に必要な資機材の <u>個人での準備</u> （支援者へ情報提供）	資機材の設置場所の確認 資機材の使用方法的確認 《関係団体による支援》 《販売業者による支援》	必要に応じて配備・備蓄の対応 研修会等の開催等（特殊機器の取扱い等）
避難準備（携行品）	必要な個人携行品の確認及び備蓄 備蓄情報の提供	情報共有・助言（個人備蓄状況） 保管場所等の確認	
避難準備（配慮）	配慮事項の提示 地域防災訓練参加	配慮事項の確認（訓練参加により検証） 《関係団体による支援》	可能な限り「個別計画」に反映 訓練・研修会等の開催

(2) 発災時

当事者・家族(自助)

- 居宅内での安全確保
- 緊急災害情報の受信
- 避難準備の開始
- 支援者との連携
(支援者不在も想定)

支援者(共助)

- 避難行動要支援者の安否確認
- 個別計画や事前申し合わせに基づき行動

市町(公助)

- 災害情報の発信
- 情報収集・連携
(避難場所の状況)
- 要配慮者支援対策
(避難所開設等)

項目	当事者 (自助)	支援者 (共助)	市町 (公助)
避難誘導	<p>避難準備 (自分でできる事)</p> <p>事前の申し合わせに基づいた行動</p> <p>市町から避難準備情報が発令された段階で、速やかに避難行動を開始</p>	<p>情報収集 (地域の状況)</p> <p>避難行動支援 (誘導方法) (支援者数) (携行品) (近隣からの応援)</p> <p>市町から避難準備情報が発令された段階で、速やかに避難行動を開始</p>	<p>必要な情報提供 (避難所の被害状況) (避難路の被害状況) (津波到達見込時間)</p>
避難場所 (震災等)	<p>体調や緊急ニーズの申出 (災害発生時、外出中であつた他市町の要配慮者も含む。)</p> <p><※状況に応じて> 緊急移送準備</p> <p>移送 (移動)</p> <p>↓</p> <p>医療機関</p> <p>↓</p> <p>福祉避難所</p>	<p>要配慮者への対応 (意思疎通配慮) (状況把握) (体調管理) (情報提供)</p> <p><※状況に応じて> 緊急移送支援 (市町対策本部からの指示に従い、移送準備支援)</p> <p>※避難場所運営責任者の指示に基づき行動</p>	<p>情報収集 (避難行動要支援者の安否確認) (避難行動要支援者の状況) (医療機関の状況) (福祉避難所の状況)</p> <p><※状況に応じて> 緊急移送の対応 (移送先の決定) (移送方法の調整) (移送対応者調整)</p> <p>↓</p> <p>消防機関</p> <p>↓</p> <p>自衛隊 その他</p>

「緊急移送」

津波や火災等から生命を守るため、近場の避難場所へ緊急避難した後に、病状や、必要な支援等により判断し、緊急の治療や処置が必要となる者を対象に移送が行われるもので、要配慮者すべてが対象となるものではない。

(3) 避難所生活

当事者・家族(自助)

- 個別ニーズの提示
(情報取得方法)
(必要な設備や配慮)
- 必要に応じた支援者の確保

支援者(共助)

- 意思疎通の確保
- 要配慮者の安全確保
- 要配慮者の生活支援
- 必要設備の設置
- 必要物資の調達

市町・県・国(公助)

- 情報収集・連携
(避難所の状況)
- 障害福祉サービスの提供
- 要配慮者支援対策
(設備、物資)

項目	当事者 (自助)	支援者 (共助)	市町・県・国 (公助)
意思疎通	個別ニーズの提示 (情報提供) ヘルプカード、意思表示カード等の活用	ニーズに対応した情報発信 コミュニケーションの確保 <u>※要配慮者と支援者のマッチング(手話通訳等)</u> 《関係団体による支援》	情報収集・発信 (避難所の状況) 情報保障に必要な設備、物資、支援員等の調達、派遣
安全確保	個別ニーズの提示 (情報提供) <※状況に応じて> 福祉避難所等へ	医療、介護の確保 (体調管理) バリアフリー等 相談を受け付ける窓口の設置 差別、虐待の防止 <※状況に応じて> 福祉避難所等へ	情報収集 (避難所の状況) 安全確保に必要な設備、物資、支援員等の調達、派遣 関連死防止対策 <※状況に応じて> 福祉避難所等への移送を検討
生活支援	個別ニーズの提示 (情報提供) <u>※避難所運営責任者の指示に基づき行動</u>	生活のしやすさに配慮 (避難所内の配置、動線確保) (プライバシーの保護) (食事、入浴、トイレ等への配慮) (支援協力者の確保) (必要物資の確保) 《関係団体による支援》	情報収集 (避難所の状況) 障害福祉サービスの継続提供 生活支援に必要な設備、物資、支援員等の調達、派遣

V 障害者の特徴・ニーズ・支援

1 障害者の特徴・ニーズ・支援のポイント

障害種別	特徴	ニーズ	支援のポイント
重症心身	○自力で移動ができない	○移動に補助器具が必要	○必要となる補助器具の確認 ○補助器具の設置場所の確認
		○避難に係る移動の際の複数支援者の確保	○移動先の確認 ○支援者の必要人数の確保
	※被災により車いす等が使用できない場合の対応も想定		
	○意思疎通が困難	○状態に応じた意思疎通の確保	○有効な意思疎通方法の確保
	○生活介護が必要 (食事) (排せつ) (衣服着脱) (入浴) など	○生活介護の確保 ○家族の負担軽減	○障害福祉サービスの継続提供 ○避難所での介護スペースの確保 ○介護専門スタッフの配備
歩行困難 (下肢) (体幹) (平衡機能)	○自力歩行や素早い行動が困難	○個々の状況に応じた効果的な避難支援	○必要となる補助器具の確認 ○補助器具の設置場所の確認 ○移動先の確認 ○支援者の必要人数の確保
		※被災により車いす等が使用できない場合の対応も想定	
		○避難所での生活支援 (長距離の歩行が困難) (洋式トイレが必要) (列に並ぶことが困難) (入浴が困難)	○避難所における歩行困難者への配慮 (避難所内配置) (動線の確保) (バリアフリー) (支援員)

障害種別	特徴	ニーズ	支援のポイント
歩行困難 <つづき>	○電動車いす使用の場合もある	○電源の確保	○電動車いすの運搬 ○充電器の持出し ○電源の確保 ○停電時の対応方法の確保
身体 (上肢)	○荷物を持ち運ぶことが困難	○個人必要物資の持出し	○個人持出し品の運搬
	○転倒時に身体を支えることが困難	○危険を回避する避難誘導	○安全を確保した避難誘導方法の確保
	○各種設備や備品(汎用品)の使用が困難 ※汎用品とは、一般消費者向けの製品(⇔特殊用途の製品)	○専用の通信機器の配備 ○避難所での生活支援(食事が困難) (トイレが困難) (入浴が困難) (手上げによる意思表示が困難)	○携帯電話用ハンズフリー機器等の配備 ○避難所における配慮(物資配布や食事の支援) (トイレの支援) (入浴の支援) (支援員)
視覚	○視覚による情報の取得が困難、又は取得できない	○災害等緊急情報の確実な取得 ○音声や点字による適切な情報提供	○音声読み上げ対応携帯電話等の通信機器の配備 ○有効な意思疎通方法の確保
	○住み慣れた地域や居宅内においても、被災時には単独行動が困難(震災)	○避難における危険回避	○個別のニーズにあった誘導方法の確保

障害種別	特徴	ニーズ	支援のポイント
視覚 ＜つづき＞	○単独歩行が困難 又は、配慮が必要	○盲導犬を伴っている場合がある	○盲導犬の適切な扱いへの理解
		○避難所での生活支援 (安全な動線の確保) (避難所レイアウトの把握) (日常活動の支援) (配布物や掲示板、張り紙等の確認が困難)	○避難所における視覚障害者への配慮 (避難所内配置) (動線の安全) ※壁伝いやロープを張った導線の確保など (バリアフリー) (ガイドヘルパー等の支援者の配置) (音声や点字配布物での情報提供) (避難者による介添〔共助〕)
聴覚	○音声による情報の取得やコミュニケーションが困難、又はできない (緊急警報に気付きにくい)	○災害等緊急情報の確実な取得	○個々のニーズにあった伝達方法の確保 (FAXやメール、筆記による伝達など)
		○手話や筆記などによる適切な情報提供やコミュニケーション	○有効な情報取得の確保 (見えるラジオ、文字・字幕放送受信テレビの配備や筆記用具、用紙の確保など) ○補聴器用予備電池の確保 ○ヘルプカードや意思表示カード等の利用

障害種別	特徴	ニーズ	支援のポイント
聴覚 ＜つづき＞	○音声による情報の取得やコミュニケーションが困難、又はできない (緊急警報に気づきにくい) ＜つづき＞	○聴導犬を伴っている場合がある	○聴導犬の適切な扱いへの理解
	○視界外の危険の察知が困難	○避難における危険回避	○個別のニーズにあった誘導方法(意思疎通)の確保
	○外見からは障害のあることが分かりにくい場合もある	○避難所での生活支援 (情報が取得しやすい配置) (管内放送での情報取得が困難)	○避難所における聴覚障害者への配慮 (避難所内配置) ※掲示板や支援者の近くへ配置するなど (手話、要約筆記等の支援員の配置) (目で見えて分かるものを活用した情報提供) ※掲示板、プラカード、チラシなど
盲ろう	○視覚・聴覚の重複障害であり情報が伝わりにくい ○屋内外の状況変化に対応できず、危険の察知・認識が困難	○有効なコミュニケーション手段(指點字、触読手話、手書き文字)による情報伝達	○程度にあわせた支援方法の確認 ○盲ろう者向けの通訳者や介助者(専門スタッフ)の配備 ○平時から慣れ親しんだ者による支援 ○ヘルプカードや意思表示カード等の利用

障害種別	特徴	ニーズ	支援のポイント
盲ろう くつづき>	○障害の発生時期や程度によりコミュニケーション手段が異なる	○介助者との意思疎通	○程度により「視覚」、「聴覚」の支援ポイントにて対応
	○災害時には、全面的な介助が必要な場合も多い （「視覚」、「聴覚」の支援ポイントでは対応できない全盲・全ろう者がいる）	○安全の確保 ○避難所での生活支援 （配置、スペースの確保） （専門的な介助者の確保） （単独行動が困難）	○単独で行動することのないよう付添いを確保 ○避難所における盲ろう者への配慮 （避難所内配置） （動線の安全）
	○全盲、全ろう者（独自の意思疎通方法がある）	○専門の通訳者（介助者）が必要	○意思疎通方法 （指点字） （触読手話） （手書き文字）など
音声・言語	○音声による会話が困難 （言葉による緊急伝達ができない）	○意思表示方法の確保	○個々のニーズにあった伝達方法の確保 （通訳者や筆談、正面からゆっくり話す等） ○ヘルプカードや意思表示カード等の利用
	○電子喉頭器や音声拡張器の使用により会話が可能 ○ <u>外見からは障害のあることが分かりにくい場合もある</u>	○早く喋ることが困難 ○避難所での周囲の理解	○音声拡張器（電気発声器）の確保 ○周囲の理解促進

※介助者同伴での行動に配慮

（バリアフリー）

障害種別	特徴	ニーズ	支援のポイント
そしゃく	○緊急支援の食料が摂取できない恐れがある (経腸栄養剤の使用者は点滴台が必要) (摂取には時間がかかる)	○専用の食事の確保(流動食) ○経腸栄養剤などを補給する場所(設備)の確保 ○摂取には時間がかかることへの配慮	○ニーズにあった食料の確保 ○環境の配慮(栄養剤を摂取しやすい環境の確保) (生活の場を煙草の煙等から遠ざけるなどの配慮)
	○発語に障害がある場合も多い	○意思疎通の確保	○個々のニーズにあった伝達方法の確保 (通訳者や筆談等) ※筆記用具、用紙の確保
	○ <u>外見からは障害のあることが分かりにくい場合</u> もある	○避難所での周囲の理解	○周囲の理解促進 ※避難所のスタッフに理解を促すために、簡単な解説書を作成しておくなどの方法もある
医療管理が必要な者 (人工呼吸器) (人工透析) (経管栄養) (たん吸引) (酸素吸入) (カテーテル) など ※「 <u>内部障害</u> 」を持つ者や「 <u>難病患者</u> 」のうち、 <u>医療管理が必要な者</u> については、 <u>ここで整理する。</u> (P 4 参考)	○自力で移動ができない場合が多い	○移動に補助器具が必要 ○避難に係る移動の際の複数支援者の確保	○必要となる補助器具の確認 ○補助器具の設置場所の確認 ○移動先の確認 ○支援者の必要人数の確保 ※被災により車いす等が使用できない場合の対応も想定
	○意思疎通が困難な場合も多い	○状態に応じた意思疎通の確保	○有効な意思疎通方法の確保

障害種別	特徴	ニーズ	支援のポイント
医療管理が必要な者 <つづき>	○常時医療的支援が必要	○在宅医療機材の持出し ○医療機器業者との連携	○医療機材の運搬 ○電源の確保 (複数の対応方法を検討) ○停電時の対応方法の確認 (バッテリーの残量確認等)
		○継続医療の確保 ○病状悪化の予防、早期対応	○災害時の医療機関の確保 ○医療機関や福祉避難所への早期移送 ○服用医薬品の確認・確保 ○病状悪化を想定した医療チームの要請や緊急搬送の手順の確認
	○生活介護が必要 (食事) (排せつ) (衣服着脱) (入浴) など	○避難所での生活介護の確保 ○食事制限への配慮 ○家族の負担軽減	○常時病状の確認 ○ニーズにあった食料の確保 ○障害福祉サービスの継続提供 ○避難所での介護スペースの確保 ○介護専門スタッフの配備
内部 ※医療管理が必要な者はP15、P16に整理する。	○障害に起因し、活動に一定の制限がある	○避難誘導への配慮 支援が必要	○個々の状況に応じた避難誘導方法の確認
	○定期的な投薬が必要な場合がある	○服用医薬品の確保	○処方箋等の持出しの助言・確認 ○服用医薬品の調達方法の確認

障害種別	特徴	ニーズ	支援のポイント
内部 くつづき	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊な装具が必要となる場合がある (人工肛門、人工ぼうこう保有者や呼吸器機能障害等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊な装具等 (ストーマ装具、酸素ボンベ等)の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要量の個人備蓄の助言・確認 ○流通回復が遅れた場合の調達方法の確認
	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊な医療機器を使用する場合がある (心臓ペースメーカー使用者等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機器の正常な稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ○通信機器等の電磁波の配慮 (避難所での配置の配慮等) ○バッテリー使用機器の充電 (充電器の保全、電源の確保)
	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>外見からは障害のあることが分かりにくい場合</u>もある 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所での生活支援 ○食事制限への配慮 ○人工肛門、人工ぼうこう保有者に対応できるトイレの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の状況に応じた避難所での生活支援 ○ニーズにあった食料の確保 ○人工肛門、人工ぼうこう保有者対応トイレ (最低限、棚と洗浄ホース、汚物流し台、ビニール袋(使用済装具)、足踏み開閉式汚物入れが必要)、シャワー設備(併設)の確保
<p>難病</p> <p>※医療管理が必要な者はP15、P16に整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○知覚の遅れが見られる場合がある ○難病に起因し、活動に一定の制限がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害等緊急情報の確実な取得 ○避難誘導への配慮支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の状況に応じた情報伝達、避難誘導方法の確認

障害種別	特徴	ニーズ	支援のポイント
難病 <つづき>	○定期的な投薬が必要な場合がある	○服用医薬品の確保	○難病医療情報連絡キット（防災カード）やお薬手帳等の持出しの助言・確認 ○服用医薬品の調達方法の確認
	○定期的な医療行為が必要な場合がある	○医療的処置の確保	○非常時の医療機関の確保 ○主治医との連絡体制の確保
	○特殊な装具や医療資材等が必要	○特殊な装具や医療機器、ケア用品等の確保（酸素ボンベ等） ○バッテリー使用機器の充電	○病状悪化を想定した医療チームの要請や緊急搬送の手順の確認 ○必要量の個人備蓄の助言・確認 ○流通回復が遅れた場合の調達方法の確認
	○ <u>外見からは障害のあることが分かりにくい</u> 場合もある	○個々の状況に応じた避難所での生活支援 ○食事制限への配慮	○電源の確保（複数の対応方法を検討） ○充電器の保全 ○停電時の対応方法の確認（バッテリーの残量確認等） ○病状把握 ○保健師等専門スタッフの配備 ○ニーズにあった食料の確保

障害種別	特徴	ニーズ	支援のポイント
知的	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の理解や状況判断が困難、又は判断に時間を要する ○情報が多いと混乱する ○危険の認知が難しい場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の状況に応じた情報提供や避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報伝達や行動を促すための特段の配慮 (ゆっくりとした丁寧な説明を繰り返すなど) ○本人のペースにあわせた避難誘導対応
	<ul style="list-style-type: none"> ○意思表示が苦手(けがの状態などの確に伝えられない) ○集団行動になじみにくいことがある 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思疎通の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思疎通の工夫(絵カードやヘルプカード、意思表示カード等の利用) ○顔見知りによる支援
	<ul style="list-style-type: none"> ○急激な環境の変化に動揺が見られる ○パニックを起こすことがある(自傷・他害行為・奇声) ○てんかんや他の障害との重複も多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境変化への対応(スペースの確保) ○専門家の対応 ○不安な気持ちへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者による対処方法のマニュアル作成や勉強会等 ○対処できる専門スタッフの配備
	<ul style="list-style-type: none"> ○服用薬がある場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○服用医薬品の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○処方箋等の持出しの助言・確認 ○服用医薬品の調達方法の確認
	<ul style="list-style-type: none"> ○個々独特のこだわりがある(食べ物など) ○衝動性、多動性の強い場合がある ○<u>外見からは障害のあることが分かりにくい</u>場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> ○こだわり品の持ち出し ○個々の状況に応じた避難所での生活支援 ○専門スタッフによる見守りや相談 ○避難所での周囲の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活スペースの確保(視界を遮るなど) ○専門スタッフの配備 ○周囲の理解促進

障害種別	特徴	ニーズ	支援のポイント
精神	<ul style="list-style-type: none"> ○一度に沢山の課題に直面すると混乱することがある ○全体の把握が苦手自分で段取りがつけられないことがある 	○個々の状況に応じた情報提供や避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○情報伝達や行動を促すための特段の配慮 ○指示はゆっくり具体的に伝える(あいまいな表現を避ける) ○本人のペースにあわせた避難誘導対応
	<ul style="list-style-type: none"> ○集団生活になじみにくい <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※精神的動揺が激しくなることにより言葉が杓子定規になるなど、その場にふさわしい態度が取りにくい場合がある</p> </div>	○意思疎通の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○意思疎通の工夫(支援者の理解促進)(安心させる) ○顔見知りによる支援
	○継続した医療、服薬が必要	○継続医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○主治医との連絡体制 ○病状悪化を想定した対応医療機関の確認
		○服用医薬品の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○処方箋等の持出しの助言・確認 ○服用医薬品の調達方法の確認
<ul style="list-style-type: none"> ○環境の変化にもろく、慣れるのに時間がかかる ○常に緊張していることが多く、疲れやすい ○<u>外見からは障害のあることが分かりにくい場合もある</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の状況に応じた避難所での生活支援 ○専門スタッフによる見守りや相談 ○避難所での周囲の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○病状把握 ○専門スタッフの配備 ○周囲の理解促進(孤立防止) 	

障害種別	特徴	ニーズ	支援のポイント
発達	<ul style="list-style-type: none"> ○状況判断が困難、又は判断に時間を要する (危険が分からなかったり、助けてと言えない、また、けがの状況が訴えられない者がいる) ○パニックを起し急に走り出したり、暴れだすことがある 	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の特性やニーズに応じた情報提供や避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報伝達や行動を促すための特段の配慮 (ゆっくりとした丁寧な説明) (絵や文字で書いて説明するなど、分かりやすく伝える)
	<ul style="list-style-type: none"> ※避難誘導中の危険な行動には特に注意 ○危険の認知が難しい場合がある 		<ul style="list-style-type: none"> ※混乱が激しい時は静かな場所に誘導するなどして落ち着いてから関わる方が良い ○移動中の危険行動の対応 ○本人のペースにあわせた避難誘導対応
	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚からの情報が伝わりやすい ○対人関係が困難 (集団生活になじめない) ○コミュニケーションが困難 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思疎通の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思疎通の確保 (絵カードやヘルプカード、意思表示カード等の利用) ○顔見知りによる支援 (必要に応じて個別対応)
	<ul style="list-style-type: none"> ○服用薬がある場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○服用医薬品の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○処方箋等の持出しの助言・確認 ○服用医薬品の調達方法の確認
	<ul style="list-style-type: none"> ○個々独特のこだわりがある (食べ物など) ○衝動性、多動性が激しい場合がある ○奇声や大声を出す場合がある ○<u>外見からは障害のあることが分かりにくい場合</u>もある 	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の状況に応じた避難所での生活支援 ○環境変化への対応 ○専門スタッフによる見守りや相談 ○避難所での周囲の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の確保 (集中できる環境づくり) (視界を遮る、音を遮る等の配慮) ※ダンボール等で一人になれる場所を作る ○食べ物への配慮 ○専門スタッフの配備 ○周囲の理解促進

※必要物資は、支援に関する具体的な個別の検討「必要物資」(P42～P45)に整理

2 愛媛県版「ヘルプカード」

ヘルプカードとは

障害のある人等が主に外出時に困りごとが起こったとき、「困っている」ことや「手助けがほしい」ことを周囲の人に伝え、障害特性に応じた支援を受けやすくするためのカード。

- 災害時の避難のとき
 - パニックや発作、急な体調不良に見舞われたとき
 - 道に迷ったとき
 - ちょっと手助けがほしいとき
- などのケースで役立つことが期待される。

ヘルプカードの使い方

ヘルプカードは、県内統一的なデザインで市町が作成し、希望する方に配布するもの。

カードには、氏名、緊急連絡先、障害・病気の名称と特徴、具体的な困りごとや手助けしてほしいことなど、周囲の人に伝えたい内容を記載しておき、外出の際に携帯して、必要に応じて活用する。

（「愛媛県版ヘルプカード導入のための統一ガイドライン」（愛媛県災害時障害者支援の手引き（別冊））より）

（例）



愛媛県版ヘルプカード導入のための統一ガイドライン

愛媛県災害時障害者支援の手引き（別冊）

愛媛県版ヘルプカード

愛媛県〇〇市

あなたの支援が大切です
ヘルプカード

愛媛県〇〇市

【住所情報】	
障害者福祉の 名称と特約	
おんている業	
アドレス	
カネリフツ 住所情報	連絡 住所

お願ひしたいこと
(記載例参照)

緊急連絡先
電話番号
おんていしんあそび

緊急連絡先
電話番号
おんていしんあそび

緊急連絡先
電話番号
おんていしんあそび

このカードの中に
お願ひしたいことが書いてあります。
中を開いて見てください。